



施設入居者として認定されている被扶養者認定について、都道府県により異なる取り扱いなされたことについて公平性を欠くものであるとして厚生省に検討を求める文書

この中で、健康保険法では、従来、被扶養者となるには弟妹も兄姉と同様に同居及び生計維持の要件が必要であったが、弟妹が勉学のために別居することになれば、要件に該当しなくなり、被扶養者となれないという不合理があったため、その改善が要望され、昭和48年に法改正が行われ、弟妹の同一世帯要件が外されたという経緯があると述べ

この弟妹について同一世帯要件を外した昭和48年の法改正の趣旨にかんがみ、被扶養者の認定においては、実質的に扶養されているかどうか、大雑把に言えば、本当に被保険者の給料に支えられて暮らしているのかが、もっとも重要な要素と考えられ、兄姉についても、「同一世帯」要件を厳格に解釈して取扱うことは必ずしも適切ではないものと考えられると、記載しています。

昭和48年までは、兄弟姉妹とも、被扶養者となるためには同一世帯要件が必要だったわけですね。

#### ●こんな意見もあります

平成18年5月の「行政苦情救済推進会」では、施設入居の兄姉を扶養している場合は、同居の有無を問わないような特例措置を講じてほしいという事案検討の中で、委員から以下のような発言がありました

- ・行政において、弟妹と兄姉を区別することにそもそも無理があったのでは
- ・弟妹と兄姉を区別したことは、弟妹は小さくて子供同然ということを想定していたのだと思われる
- ・行政において、弟妹はいつまでも養うべき、兄姉は養う必要はないとしていることの説明はする必要があると思う
- ・弟妹はよくて、兄姉は駄目ということに合理的理由があるのか、不合理な差別になっていないか、ということが重要
- ・兄姉は駄目と判断したからにはなんらかの理由があったはず等々

#### ●西尾はこう思います

今、「家族」は様々な変容をしています。両親は離婚、兄弟姉妹、すべて独身、という「家族」もあります。お互い独身で離れて暮らす、兄、姉、弟、妹、も多いです。

行政では、離れて暮らす「家族」がお互い支えあう場合も想定するべきではないか、と私は思うのです。

健康保険の財政上の理由だけで、この問題は片付けられないと思います。

---

#### ★トピックス～健康保険料・介護保険料の料率が上がります～

今年3月からの健康保険・介護保険料率が各都道府県ごとに発表になりました。全ての都道府県でアップしています。

一番高いのは北海道で、一番安いのは長野県です。  
率より具体的な額で比較しますと、  
標準報酬月額が30万円の場合  
、40歳未満で介護保険料の支払いが必要ない人で北海道では  
本人負担額は、14130円に対し、長野県では13890円で月額240円の差、  
介護保険料が必要な場合は、北海道では16380円、長野県では16140円。  
私の住んでいる京都では、13995円、介護保険料を加算すると16245円  
となります。  
この新しい保険料率が適用されるのは3月からとなります。(4月末徴収分)

~~~~~編集後記~~~~~

健康保険法は、大正11年に施行されました。  
西暦1922年、今から90年前になります。

私が、社労士試験に備えての受験勉強をしているときは、  
健康保険法の条文はまだカタカナで、大変、読みづらく、  
それでも我慢して、やっと2ページ読みましたが、そこで、  
「無理」  
と投げ出しました。  
そんな条文が、ひらがな表記に変わったのは、  
平成14年10月の法改正です。

\*\*\*\*\*

#### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝  
〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル  
占出山町308 ヤマチュービル2F N10  
電話&FAX(075)241-4586  
メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 \*

\*\*\*\*\*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>